資料２

新たな地域医療構想の策定について

（2026年度第１回医療体制部会 資料３を一部修正）

１　経緯

○　新たな地域医療構想については、2025 年度第１回愛知県医療審議会（2026 年３月 30 日開催）において、国の地域医療構想策定ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）発出後に作成要領を決定し、同要領に基づき策定作業を進める方針が承認されている。

○　2026 年７月３日付でガイドラインが発出された。

２　策定プロセス

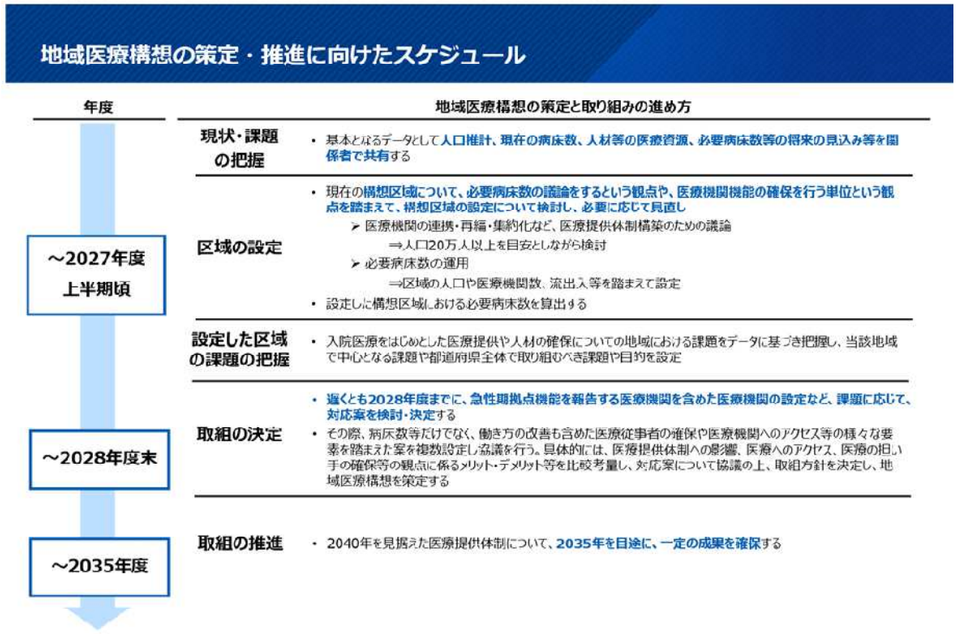
○　2027 年度上半期頃
　現状・課題の把握→現行構想区域の見直し→必要病床数の算出

○　2028 年度末まで
　設定した構想区域の課題の把握→対応案・取組方針の決定→**策定**

○　2029 年度
　第９次医療計画策定過程で具体的な取組を検討

○　2035 年まで
　医療機関機能の役割分担等について一定の成果を確保

（ガイドライン　P8 より）



３　今後の予定

○　**2026 年８～９月に開催予定の各構想区域地域医療構想推進委員会において、構想区域の現状についてデータに基づく検討を始める。**

○　新たな地域医療構想策定に向けた**作成要領**について、関係部局等と調整の上、**今後開催予定の本部会において決定する。**

（参考）
令和８年３月 26 日第 126 回社会保障審議会医療部会資料より

